

議案第19号

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月5日

三朝町長 吉田秀光

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
(入居者の資格) 第6条 賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。 (1)～(5) 略 (6) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が地方税	(入居者の資格) 第6条 賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。 (1)～(5) 略 (6) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が地方税

法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村税を滞納していないこと。

（入居者の選定）

第8条 略

2 略

（入居の手続）

第10条 入居決定者は、町長の指定する期日に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

（1）及び（2） 略

2 略

3 町長は、入居決定者が第1項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに、賃貸住宅の入居可能日を通知しなければならない。

（家賃）

第11条 家賃は、別表に掲げるとおりとし、前条第3項の入居可能日から賃貸住宅を明け渡した日（第22条第1項の明渡しの請求があったときは、同条第2項の町長が指定する期日）までに徴収する。

2～4 略

法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を滞納していないこと。

（入居者の選定）

第8条 略

2 略

3 町長は、入居決定者に賃貸住宅の入居可能日を通知しなければならない。

（入居の手続）

第10条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

（1）及び（2） 略

2 略

（家賃）

第11条 家賃は、別表に掲げるとおりとし、第8条第3項の入居可能日から賃貸住宅を明け渡した日（第22条第1項の明渡しの請求があったときは、同条第2項の町長が指定する期日）までに徴収する。

2～4 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。